5　蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等

㈠　都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずることとした。（第八条第一項関係）

㈡　都道府県は、㈠の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者、養蜂業者が組織する団体その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況並びに蜜蜂の譲渡及び貸出しの状況の把握に関し、情報の提供その他の必要な協力を求めることができることとした。（第八条第二項関係）

6　報告及び立入検査

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第九条関係）

7　罰則規定の見直し

罰金及び過料の額を引き上げるとともに、規定の整備を行うこととした。（第一二条～第一四条関係）

8　施行期日等

この法律は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第四六号）（厚生労働省）

1　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を五年延長し、平成二九年八月六日までとすることとした。（附則第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇原子力規制委員会設置法（法律第四七号）（内閣官房）

1　目的

この法律は、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　設置

国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置することとした。（第二条関係）

3　任務

原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関することを含む。）を任務とすることとした。（第三条関係）

4　所掌事務

㈠　原子力規制委員会は、3の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどることとした。（第四条第一項関係）

(1)　原子力利用における安全の確保に関すること。

(2)　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

(3)　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

(4)　放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関すること。

(5)　放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

(6)　原子力利用における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教育及び研究に係るものを除く。）に関すること。

(7)　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(8)　原子炉の運転等に起因する事故（以下「原子力事故」という。）の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

(9)　所掌事務に係る国際協力に関すること。

(10)　(1)から(9)までに掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(11)　(1)から(10)までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、原子力規制委員会に属させられた事務

㈡　原子力規制委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができることとした。（第四条第二項関係）

5　職権の行使

原子力規制委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととした。（第五条関係）

6　組織

㈠　原子力規制委員会は、委員長及び委員四人をもって組織することとした。（第六条第一項関係）

㈡　委員長は、会務を総理し、原子力規制委員会を代表することとした。（第六条第二項関係）

㈢　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとした。（第六条第三項関係）

7　委員長及び委員の任命

㈠　委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとした。（第七条第一項関係）

㈡　委員長の任免は、天皇が、これを認証することとした。（第七条第二項関係）

㈢　国会の会期中に、原子力災害対策特別措置法第一五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている場合その他の特に緊急を要する事情がある場合であり、かつ、委員長及び6の㈢により委員長の職務を代理する委員のいずれもが欠員である場合（以下㈢において「緊急任命が必要な場合」という。）において、両議院又はいずれかの議院が緊急任命が必要な場合である旨の文書を添えた㈠による委員長に係る同意の求めがあった日（㈠による委員長に係る同意の求めがあった後に緊急任命が必要な場合に該当することとなったときにあっては、その旨の通知を受けた日）から国会又は各議院の休会中の期間を除いて一〇日以内に当該同意に係る議決をしないとき（他の議院が当該同意をしない旨の議決をしたときを除く。）は、内閣総理大臣は、㈠にかかわらず、㈠に定める資格を有する者のうちから、委員長を任命することができることとした。（第七条第三項関係）

㈣　㈢の場合において、原子力災害対策特別措置法第一五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言がされたときその他の特に緊急を要する事情がなくなったときは、その後速やかに両議院の事後の承認を得なければならないこととした。この場合において、両議院の事後の承認の求めがあった国会においてその承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長を罷免しなければならないこととした。（第七条第四項関係）